

退 会 届

(廃業・退会・事務所廃止届 / 法定脱退届)

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会会長 殿
 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会会長 殿
 東京都宅建協同組合理事長 殿

注意・確認事項	本届出書に記載された情報は、以下の利用目的で利用いたします。 (共同利用に関する個人情報の取扱いに関してはHP (https://www.tokyo-takken.or.jp/) 参照) ・会員管理台帳の作成 ・会員であることの照会や法令に基づく照会に対する回答 ・出資持分の返還業務 ・その他、宅地建物取引業法並びに定款等に定める業務、事業を遂行する上で必要な行為
----------------	--

上記の注意・確認事項について承諾の上、退会、脱退します。

免許証番号	<input type="checkbox"/> 大臣 <input type="checkbox"/> 都知事 () 第 号	記入日	年 月 日
商号又は名称		支店名 (支店廃止の場合)	
事務所所在地 (支店所在地)	〒 -		
代表者氏名 (政令で定める 使用人氏名)			
退会(脱退)後の連絡先 (<input type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 下記に指定)			
会社名			氏名
住所 〒 -			電話番号

※行政庁への廃業届提出・免許有効期間満了による宅地建物取引業免許失効の場合、
 本会(本組合)に所属する貴社のすべての本支店が本届出により退会(脱退)となります。

[協会使用欄]

届出内容	<input type="checkbox"/> 1 廃業	<input type="checkbox"/> 2 免許切れ	<input type="checkbox"/> 3 免許取消	<input type="checkbox"/> 4 他県移転	<input type="checkbox"/> 5 支店廃止	<input type="checkbox"/> 6 その他
	<input type="checkbox"/> a 死亡 <input type="checkbox"/> b 業の廃止		<input type="checkbox"/> a 事務所不確知 <input type="checkbox"/> b その他	移転先： 道府県	本店所在地： 都道府県	<input type="checkbox"/> a 自己供託 <input type="checkbox"/> b 他協会 <input type="checkbox"/> c その他
「1. 廃業」「2. 免許切れ」「3. 免許取り消し」の場合、上記届出者以外に本会に所属する会員(支店)を記載のこと						

免許権者への届出日		宅建協会 受付	保証協会 受付	協同組合 受付	ブロック/支所 受付
年 月 日					
会員管理	レイズ	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

弁済業務保証金分担金の返還について

入会時に納付いただいた分担金については、保証協会を退会いたしますと、宅建業法64条11（弁済業務保証金の取戻し等）に基づく諸手続きを経た後、返還となりますが、下記ケースに該当する場合、返還できませんのでご注意ください。

[返還されないケース]

- ・その①…保証協会の会員である期間中、及び官報公告(6ヶ月)期間中に宅地建物取引により生じた債権を有する者(取引上の被害者)から苦情申出を受け、その解決に至ることが確認できない場合
- ・その②…保証協会の会員である期間中、及び官報公告(6ヶ月)期間中に一般債権を有する者(税務署等)から、分担金を差押えられ、その解除に至ることが確認できない場合

1. 返還時期

ブロックで退会手続きをしてから返還されるまでおよそ10ヶ月程度かかります。官報公告期間満了後、保証協会東京本部より、別途、返還に必要な書類をご案内申し上げますので、**退会后における連絡先に変更が生じた際には必ずご連絡ください。**

2. 返還金額

お預かりしている分担金より、退会事務手続き費用（主たる事務所20,000円、従たる事務所一カ所につき10,000円）、官報公告料（主たる事務所のみ）を差し引いた金額となります。なお、会費未納分があればその分も差し引かせていただきます。

参考条文（抜粋）公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 入会金・会費等に関する規則 （退会等事務手続き費用及び弁済業務保証金分担金の返還等）

- 第5条 本会は、会員の退会等又は事務所の一部廃止により、当該会員が納付した弁済業務保証金分担金を返還するため、宅地建物取引業法第64条の11第1項の規定に基づき、東京法務局より弁済業務保証金の取戻し及び同条第4項に基づき、その取戻しのための官報公告をしなければならない。
- 2 定款第14条に基づき、前項の弁済業務保証金取戻しに係る公告料（独立行政法人国立印刷局官報公告掲載料金）は、当該会員が負担するものとする。
- 3 前条の退会者等又は事務所を一部廃止した会員は、定款第14条に基づき、退会等事務手続き費用を次のとおり負担するものとする。
- (1)主たる事務所につき 20,000円
 - (2)従たる事務所1ヶ所につき 10,000円
- 4 本会は、宅地建物取引業法第64条の11第2項及び第3項の規定に基づいて当該会員の弁済業務保証金分担金を返還するときは、同分担金より第2項の公告料、第4条の会費及び前項各号の退会等事務手続き費用を差し引いて返還する。
- 5 本会は、宅地建物取引業法第64条の10第1項及び第2項に定める還付充当金を納付しない会員に対しては、当該会員が本会に有する弁済業務保証金分担金返還請求債権と、何等の通知なくしていつでも、第2項の公告料、第4条の会費、第3項各号の退会等事務手続き費用及び還付充当金納付請求債権を相殺、充当することができる。
- 6 (1)本会が東京法務局に対して請求する弁済業務保証金の取戻しに関し、その取戻事由の発生から第1項の公告をすることなく10年を経過した時（以下、この期間を公告免除期間という）、本会は同項の公告をしないものとする。

(2)本会が東京法務局に対して有する弁済業務保証金の取戻請求権は、前号の公告免除期間の経過した時から起算して10年を経過した時に、時効により消滅する。

7 退会等に関する事務手続については理事会において別に定める。

3. 返還時に必要な書類

返還時点における会員の皆様方の状況により揃えて頂く書類が異なります。下記をご参照ください。

個人の場合 廃業・期間満了等	①代表者個人の印鑑証明書
死亡による相続人の場合※ (下記※も参照)	①被相続人の除籍簿(写) ②被相続人の改正原戸籍(写) ③被相続人の戸籍謄本(写) (被相続人の出生地のものからご逝去までを確認できる戸籍謄本をお願いします) ④遺産分割協議書(原本確認後、ご返却いたします) ⑤相続人全員の戸籍謄本(写) ⑥相続人全員の印鑑証明書(写) } 遺産分割協議書作成時3ヶ月以内のもの ⑦念書(協会書式:事務局にご連絡ください ご送付いたします) ⑧受領書に押印の印鑑証明書(原本) ⑨相続人に未成年がいる場合は、家庭裁判所の特別代理人選任書(写)

※死亡による相続の場合について

謄本(写)や印鑑証明書(写)は、遺産分割協議書作成時のものとなります。念書、受領書に押印する印鑑証明書等は、3か月以内(本会に返送書類到着日より)発行のものがが必要です。

法人の場合	①法人の商業登記簿謄本(原本 履歴事項全部証明書) ②法人登録の印鑑証明書(原本 個人のものではなく、法務局登録の法人のもの)
清算法人の場合	①清算法人の商業登記簿謄本(原本 履歴事項全部証明書) ②清算法人の印鑑証明書(原本 個人のものではなく、法務局登録の法人のもの)
清算結了の場合 (清算結了登記済の場合)	①清算法人の商業登記簿謄本(原本 閉鎖謄本) ②清算法人の元清算人の個人の印鑑証明書(原本 市区町村登録のもの) (登記簿上、清算結了の登録がなければ、結了しておりません。上記法人登録の清算人の印鑑証明書が必要です。ご確認ください。)
合併法人の場合	①合併後の法人の商業登記簿謄本(原本 履歴事項全部証明書) (吸収された法人の商号が明記されているもの) ②合併後の法人の印鑑証明書(原本 個人のものではなく、法務局登録の法人のもの)
破産法人の場合	①破産法人の商業登記簿謄本(原本 履歴事項全部証明書) ②破産管財人資格証明書及び印鑑証明申請書

登記簿謄本、印鑑証明書につきましては3ヶ月以内(本会に返還書類到着日より)発行のものがが必要です。